仕 様 書

1 委託件名

文京区みどりの基本計画中間見直し業務補助委託

2 目 的

令和2年3月改定の「文京区みどりの基本計画」(以下、本計画とする。)において、 中間見直しを実施する。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託箇所

文京区管内

5 業務概要

(1) 文京区のみどり政策に関する現況整理

中間見直しの基礎資料とするため、現行計画における目標値の達成状況や各施策の 実施状況等の評価を取りまとめる。

- (2) みどりに関する分析・評価及び課題の整理
- (1) において整理した事項と令和5年度に実施した第9次文京区緑地実態調査の結果 を基に文京区のみどりに関する総合的な分析・評価を行い、中間見直しのための改善 点を整理する。
- (3) 文京区みどりの基本計画の中間見直し
- (2) に基づき現行計画の中間見直しを行う。中間見直しに当たっては以下の項目を含めること。
 - 1) 新たな取組、制度の活用検討及び実施 計画期間中に国や都などで実施された新たな制度等を計画内へ導入する。
 - 2) 各施策における現状評価・改善点の抽出及び改善策の提案 本計画における区が実施する具体的施策における現状を評価、改善点を抽出し、 共有するとともに、必要に応じて改善策を提案する。
 - 3) 目標値の修正(再設定)

見直し段階での計画の達成度の評価・確認を行う。また、計画年度での将来像を 堅持し、達成状況等を踏まえ、必要に応じて目標値を修正(再設定)する。

(4) 庁内会議の運営支援(3回程度)

中間見直しに伴い実施する庁内会議の運営支援を行う。具体的には、受注者が会議資料の作成、必要部数の印刷、会議への出席、議事録の作成及び会議における指摘事項の修正等を実施することを想定している。

なお、庁内会議の会議体については、企画政策部、都市計画部、資源環境部、土木部 での構成を予定している。

- (5) 打合せ協議(初回、中間6回、納品時)
- (6) 報告書取りまとめ

6 資格要件

本業務を遂行するに当って受託者は、文京区の意図及び目的を十分理解した上で成果

の品質における信頼性の確保を要するため、受託者は経験のある代理人及び主任技術者を定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努めること。

主任技術者は同種業務に充分な経験が有り、以下のいずれかの資格を有する者とする。主任技術者は、代理人を兼ねることができるが、照査技術者を兼ねることはできない。

(1) 主任技術者の保有資格

保有資格:建設部門(都市及び地方計画)の技術士または RCCM(造園または 都市計画及び地方計画)

(2) 照査技術者の保有資格

保有資格:建設部門(都市及び地方計画)の技術士または RCCM(造園または 都市計画及び地方計画)

(3) 代理人の保有資格

業務経験:主任技術者と同等の経験を有するもの。

保有資格:主任技術者と同等の資格を有するもの。

- (4) 受託者は配置技術者の雇用事実を証明する書類(健康保険証の写し等)及び技術者の資格証の写しを区に提出するものとする。
- (5) 配置技術者については、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (在籍出向者、派遣社員、臨時社員、契約社員は含めない)とする。

7 貸与資料

- (1) 文京区みどりの基本計画(令和2年3月改定)※HPから閲覧可
- (2) 文京のみどり 第9次文京区緑地実態調査報告書 一式
- (3) 土木現況(平成 16 年度分~令和 5 年度分)
- (4) 文京区公園再整備基本計画(令和4年3月改定)※HPから閲覧可
- (5) 公園等台帳(施設台帳及び植栽台帳)(Microsoft Excel データ)
- (6) 都市計画図
- (7) その他協議により必要とされたもの

8 成果品

- (1) 庁内会議資料(A4 版・カラ-1 部、Microsoft PowerPoint データ 3 回分)
- (2) 庁内会議議事録(A4ファイル1部)
- (3) 報告書(キングファイル綴じ1部)
- (4) 文京区みどりの基本計画中間見直し概要(A4 綴じ冊子 2 部)
- (5) (1)~(4)までの電子データー式 (CD-ROM 又は DVD-ROM に保存したもの。)

9 注意事項

- (1) 本仕様書に定められていない事項については、東京都建設局「設計委託標準仕様書」 (最新版)を遵守すること。
- (2) 本委託の実施に際し、実施体制、全体工程、作業実施日、作業手順等必要な事項をまとめた委託作業実施計画書を作成し、事業執行担当者の承諾を受けること。
- (3) 打合せ協議は主任技術者が必ず出席するものとし、出席しない場合は実施回数に含めない。
- (4) 受託者は、本業務により指定された成果品を作成するに当たり、新たに生じる著作

権等の権利について、一切主張しないものとすること。

- (5) 成果品(5) における電子データー式は Microsoft 社の Microsoft Excel、Microsoft Word、Power Point 等の使用可能な形式及び PDF 形式で提出すること。また、表やグラフ等はその元データも提出すること。
- (6) 本業務において使用し、又は作成したデータ、図面等の著作権は、文京区に帰属するものとすること。受託者は文京区の許可なくデータ、図面等を他に使用し、複製し又は他に貸与してはならない。
- (7) 完了検査終了後であっても、成果品に誤りが発覚した場合には、受託者の責任において速やかに訂正しなければならない。

10 完了

本委託は、完了検査に合格したときに完了する。

11 支払方法

検査合格後、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

12 そ の 他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) 上記(1) に関することを除く契約履行上の打合せに関しては、事業執行担当者と行うこと。
- (3) 調査・計画内容及び成果品等の著作権は、文京区に帰属するものとし、区の許可なく複製、貸与等を行ってはならない。
- (4) 本契約の履行に当たり、自動車を使用又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (5) 本契約の履行に当たり、ハイブリッド車等の自動車を使用又は使用させる場合は、 車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (6) 本委託の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を 遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則(平成 15 年 6 月文京 区規則第 50 号)を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例(平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号)を遵守すること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号)の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例(平成25年9月文京区

条例第 39 号)第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針(令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号)」を踏まえ、性別(性自認及び性的指向を含む。)に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

12 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 (直通) 03-5803-1150

事業執行担当者 土木部みどり公園課計画担当 髙田 (直通) 03-5803-1255